

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-99354

(P2005-99354A)

(43) 公開日 平成17年4月14日(2005.4.14)

(51) Int. Cl. ⁷	F I	テーマコード (参考)
G09F 3/03	G09F 3/03	5K023
G09F 3/00	G09F 3/00	
H04M 1/02	H04M 1/02	
H04M 1/21	H04M 1/21	

審査請求 有 請求項の数 2 O L (全 29 頁)

(21) 出願番号 特願2003-332165 (P2003-332165)
 (22) 出願日 平成15年9月24日 (2003.9.24)
 (11) 特許番号 特許第3629488号 (P3629488)
 (45) 特許公報発行日 平成17年3月16日 (2005.3.16)

(71) 出願人 503347046
 株式会社エーアイ
 東京都日野市旭が丘6-12-10
 (74) 代理人 100081271
 弁理士 吉田 芳春
 (72) 発明者 秋山 一郎
 東京都日野市旭が丘6-12-10株式会
 社エーアイ内
 (72) 発明者 田中 龍二
 東京都日野市旭が丘6-12-10株式会
 社エーアイ内
 Fターム(参考) 5K023 AA07 MM25 PP12

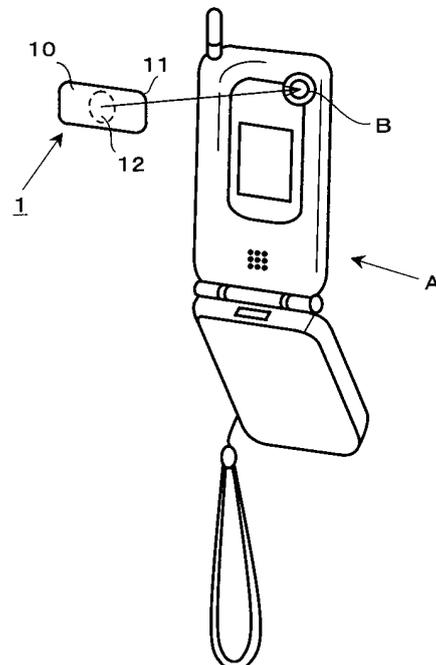
(54) 【発明の名称】 盗撮防止ラベル

(57) 【要約】

【課題】 書店等において撮影機能付き携帯電話等を用いた盗撮を簡便かつ確実に防止でき、盗撮があった場合にもその事実を容易に発見できる、新規な盗撮防止ラベルを提供することを目的とする。

【解決手段】 撮影機器Aの少なくともレンズ部分Bを覆うように取り付け撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識されるラベルであって、基材10と、撮影機器Aに貼着するための粘着剤層11と、レンズBの面に相対するレンズ保護部12とを備えてなることを特徴とする。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にするラベルであって、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベル。

【請求項 2】

撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識されるラベルであって、基材と、撮影機器に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを備えてなる盗撮防止ラベル。

【請求項 3】

撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識されるラベルであって、基材と、撮影機器に貼着するための粘着剤層と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのペロ状片とを備えてなる盗撮防止ラベル。

10

【請求項 4】

請求項 2 又は 3 記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを撮影機器から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記撮影機器上に残留することを特徴とする盗撮防止ラベル。

【請求項 5】

請求項 2 又は 3 記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、ラベルを撮影機器から取り外す際に容易に破壊される脆性フィルムであることを特徴とする盗撮防止ラベル。

20

【請求項 6】

請求項 2 又は 3 記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、ラベルを撮影機器から取り外す際に切断されるミシン目を備えたことを特徴とする盗撮防止ラベル。

【請求項 7】

請求項 2 又は 3 記載の盗撮防止ラベルは、撮影機器から取り外した跡が発色するラベルであることを特徴とする盗撮防止ラベル。

【請求項 8】

請求項 2 又は 3 記載の盗撮防止ラベルは、撮影機器から取り外した際に粘着剤層の状態変化によって再貼着できなくなるラベルであることを特徴とする盗撮防止ラベル。

30

【請求項 9】

請求項 4 ~ 6 のいずれか記載の盗撮防止ラベルにおいて、ラベルを取り外した際に撮影機器上に付着する残留物を取り除くための粘着シートを備えることを特徴とする盗撮防止ラベル。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか記載の盗撮防止ラベルにおいて、撮影機器が、撮影機能付き携帯電話機であることを特徴とする盗撮防止ラベル。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

40

【0001】

本発明は、盗撮防止ラベルに関する。

【背景技術】

【0002】

現在、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話機をはじめ、各種の小型撮影機器が、その利便性、簡易性によって急速に普及している。特に、撮影機能付き携帯電話機は、登録台数が数千万台に達しており、携帯端末市場はほぼこのタイプに集約されつつある。

【0003】

ところで、最近では、一部の利用者によって上記の撮影機器が盗撮に使われるケースが相次いでいる。例えば、書店において雑誌の記事、写真等を立ち読みする代わりにカメラ

50

付き携帯電話機で撮影し、データとして持ち帰ったり他所へ送信するといった迷惑行為が大きな社会問題となっており、“デジタル万引”とも呼ばれている。

書店側では注意を呼び掛けるポスターを作成する等してマナー向上を訴えているが、十分な効果は得られていない。

【0004】

また、企業等においても、例えば見学者等にカメラ付き携帯電話機を持ち込まれ、機密データや設備等を盗撮される恐れがあり、そのような場合には関係団体、個人等が大きな損失を被ることも予想されるため、各種情報の盗撮を防ぐための対策が強く望まれていた。

【0005】

上記問題に対する従来技術として、(特許文献1)には、CCDカメラ等の撮像手段を備え、盗撮を防止するための機能を有する撮像装置において、該撮像装置は、盗撮防止情報発生装置が発生する予め定められた特徴を有する盗撮防止情報を、撮像画像から得られる画像信号から検出して前記盗撮防止情報が撮像されていることを示す盗撮防止信号を出力する盗撮防止情報検出部を有することを特徴とする撮像装置が開示されている。

10

【0006】

また、(特許文献2)には、盗撮器の電波を受信する受信アンテナと、該受信アンテナで受信した盗撮器の電波信号を増幅させる増幅回路と、該増幅回路で増幅させた受信電波信号の位相を変換させる位相変換回路と、該位相変換回路で位相を変換させた電波信号を出力させるための出力回路と、該出力回路の出力信号を受信する発信アンテナとを備えたことを特徴とする盗撮器の妨害電波発生装置が記載されている。

20

【0007】

上述の従来技術はいずれも、特殊な信号や電波によって撮影機能を直接妨害するものであり、装置が複雑になって実用的ではなかった。したがって、書店や企業等で広く利用でき、簡便かつ確実に盗撮を防止し、あるいは盗撮された場合にもその事実を容易に発見できる技術の開発が望まれていた。

【0008】

【特許文献1】特開2001-169175号公報(請求項1)

【特許文献2】特開2001-86101号公報(請求項1、段落0001)

【発明の開示】

30

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

そこで本発明は、上記従来状況に鑑み、書店等において撮影機能付き携帯電話機等を用いた盗撮を簡便かつ確実に防止でき、盗撮があった場合にもその事実を容易に発見できる、新規な盗撮防止ラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記課題を解決するため、本発明は、請求項1として、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にするラベルであって、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルを提供するものである。

40

【0011】

上記構成によれば、撮影機器のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影ができなくなるとともに、ラベルを一旦取り外すとその事実が視覚的に明らかになるので、盗撮されたか否かが容易に判断される。また、撮影以外の機能、例えば通話機能等は妨害されず、通常通りに使用可能となる。

【0012】

また、請求項2は、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識されるラベルであって、基材と、撮影機器に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを備えてなることを特徴とする。

50

【0013】

上記構成によれば、粘着剤層によってラベルが撮影機器に対して確実に貼着される。また、レンズ保護部により、レンズ面が汚れたり傷付いたりする事態が防止される。

【0014】

また、請求項3は、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識されるラベルであって、基材と、撮影機器に貼着するための粘着剤層と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのベロ状片とを備えてなることを特徴とする。

【0015】

上記構成によれば、ベロ状片をつまむことによりラベルの取り付け・取り外し作業が容易に行われる。特に、比較的小さいラベルを取り扱う際に便利である。 10

【0016】

また、請求項4は、請求項2又は3記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを撮影機器から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記撮影機器上に残留することを特徴とする。

【0017】

上記構成によれば、ラベルを剥がす際に、文字・図形等が基材から抜けて機器上に付着するため、一旦剥がした事実が明白となる。

【0018】

また、請求項5は、請求項2又は3記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、ラベルを撮影機器から取り外す際に容易に破壊される脆性フィルムであることを特徴とする。 20

【0019】

上記構成によれば、基材が脆性フィルムであるため、ラベルを剥がす際に、基材が容易に切れたり変形する等して再生不可能となる。

【0020】

また、請求項6は、請求項2又は3記載の盗撮防止ラベルにおいて、基材が、ラベルを撮影機器から取り外す際に切断されるミシン目を備えたことを特徴とする。

【0021】

上記構成によれば、ラベルを剥がす際に、ミシン目の部分が優先的に切断され、切り離されたラベルの一部が撮影機器上に残留する。ミシン目は、複雑な形状にすると、切り離された部分を再度合わせて一見元通りに貼着し直すことは非常に困難になるため、盗撮行為がより効果的に防止される。 30

【0022】

また、請求項7として、請求項2又は3記載の盗撮防止ラベルは、撮影機器から取り外した跡が発色するラベルであることを特徴とする。

【0023】

上記構成によれば、ラベルを剥がした履歴が、発色により認識される。ここで発色とは、撮影機器上が発色する場合と、ラベルの粘着剤層が発色する場合の両方を含む。また、通常の状態が発色が観察される場合に限らず、例えばブラックライトや赤外線照射により蛍光を発する場合をも意味する。 40

【0024】

また、請求項8として、請求項2又は3記載の盗撮防止ラベルは、撮影機器から取り外した際に粘着剤層の状態変化によって再貼着できなくなるラベルであることを特徴とする。

【0025】

上記構成によれば、再貼着できないので、一旦取り外した事実が明らかとなる。なお、粘着剤層の状態変化とは、例えば空気中の水分によって粘着剤の成分が硬化し、粘着機能を失う場合等を意味する。

【0026】

また、請求項9は、請求項4～6のいずれか記載の盗撮防止ラベルにおいて、ラベルを 50

取り外した際に撮影機器上に付着する残留物を取り除くための粘着シートを備えることを特徴とする。

【0027】

上記構成によれば、粘着シートの粘着力により残留物が取り除かれ、撮影機器の原状が回復される。

【0028】

さらに、請求項10は、請求項1～9のいずれか記載の盗撮防止ラベルにおいて、撮影機器が、撮影機能付き携帯電話機であることを特徴とする。

【0029】

上記構成によれば、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話機に特化した小型の盗撮防止ラベルが提供される。 10

【発明の効果】

【0030】

本発明の盗撮防止ラベルによれば、撮影機器のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影が不可能になるとともに、ラベルを一旦取り外すと、ラベル基材が破壊されたりラベルの一部が機器上に残留する等して、その履歴が視覚的に明らかになるので、盗撮が行われたか否かを容易に判断することができる。

本発明は、特に撮影機能付き携帯電話機に対して好適に用いられ、簡便かつ確実に盗撮行為を防止できる。したがって、書店や、企業等の各種施設、博物館等における情報管理に極めて有用である。 20

【発明を実施するための最良の形態】

【0031】

以下、実施の形態に基づき本発明を詳細に説明する。

まず、本発明の実施の形態（1）を図1～8に示す。図1に示すように、盗撮防止ラベル1は、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話機等の撮影機器Aの少なくともレンズ部分Bを覆うように取り付け使用される。レンズ部分Bがラベルによって完全に覆われることにより、撮影を行うことが不可能となる。

【0032】

盗撮防止ラベル1の平面形状は、レンズ部分Bを覆うことができれば図1の角丸形状に限定されず、適宜設定することができる。例えば、形状としては多角形状、丸形状、星形状、デザイン化された形状等、自由に設定できる。また、大きさについても、撮影機器Aの種類、レンズ部分Bの大きさ等に応じて適宜設定することができる。 30

なお、盗撮防止ラベル1の表面には、注意書きや商標、模様等の印刷を施しても良いし、また任意の色に着色できることは無論である。

【0033】

図2は、盗撮防止ラベル1の断面を示している。この実施の形態（1）では、基材10が、表層10aと中間層10bとの積層により構成されている。そして、基材10には、粘着剤層11と、ラベルの中央部にレンズ保護部12とを順次備えている。また、表層10aと中間層10bとの界面には、一部に剥離剤層13が形成されている。なお、図2の盗撮防止ラベル1では、さらに剥離紙14が設けられており、使用の際には盗撮防止ラベル1を剥離紙14から剥がした後、図3に示すように、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bと相対するように貼着する。 40

【0034】

上述のように、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けることで撮影は不可能となるが、盗撮防止ラベル1を一旦剥がそうとした場合には、図4に示すように、表層10aと中間層10bとの界面のうち、剥離剤層13を形成した部分だけが剥離し、その結果、図5のように星型形状に抜け落ちて撮影機器Aに残留物16として残ることになる。したがって、残留物16が付着していることでラベルを剥がした履歴が確実に認識され、盗撮行為があったことを推認することができる。

なお、表層10aから剥離する部分のパターンは、図5の星型には無論限られることな 50

く、文字や図形等の任意のパターンとすることができる。

【0035】

表層10a、中間層10bの材質としては、上述の作用（星型等のパターンで抜け落ちる）を達成できる限りにおいて任意に選択できる。具体的には、ポリエステルフィルム、ポリプロピレンフィルム、ポリスチレンフィルム、塩化ビニルフィルム、ポリイミドフィルム、合成紙等の各種プラスチックフィルム、あるいはインクジェット方式、電子写真方式、ダイレクトサーマル方式、溶融型熱転写方式等のプリンタ用紙、上質紙、コート紙、アート紙、キャストコート紙、ホイル紙、再生紙、含浸紙（上質紙等に樹脂を含浸させたもの）、無し塵紙（もみ、こすり等による発塵を抑えた紙）、耐水紙、抗菌紙、蛍光紙、カラー・ファンシー・ペーパー、サテン、布、アルミ等の金属シート等を挙げることができる。

10

特に図5の例では、表層10aとしてポリエステル等の透明フィルムを用いると、残留物16の抜け落ちた跡が基材10の側にも残るために好ましい。また、中間層10bとしては、アルミ蒸着層等が好適に用いられる。

【0036】

また、粘着剤層11としては、従来知られた物質を適宜用いることができる。具体例として、溶剤型アクリル系、エマルジョン型アクリル系、天然ゴム系、シリコーン系、でんぷん系等の粘着剤を挙げることができる。

【0037】

レンズ保護部12としては、基本的には上記の表層10a、中間層10bと同様の材質が適用可能であるが、表面は平滑であることが好ましい。レンズ保護部12のレンズ部分Bに相対する面には粘着剤層を設けないことが好ましいが、例えば剥離紙14に固定しておくために、若干量の粘着剤層があっても構わない。一般に、レンズ部分Bは、図3のように撮影機器Aの表面から奥へ引っ込んだ位置にあるため、仮に粘着剤層があってもレンズ部分Bの表面を汚すことはない。

20

【0038】

残留物16は、盗撮防止ラベル1の使用を終えた後に除去するが、その除去手段は適宜選択することができる。例えば、別に用意した粘着シートを押し付けて、その粘着力により残留物16を除去することができる。図6に示すように、粘着シート2は、盗撮防止ラベル1とセットにして剥離紙14上に設けておくと、扱い易く便利である。また、剥離紙14は、粘着シート2の部分と盗撮防止ラベル1の部分とで切り離せるように構成しても良い。なお、粘着シート2としては、従来知られた各種シートを用いることができ、片面接着タイプ、両面接着タイプのいずれも使用可能である。

30

【0039】

なお、上記では、撮影機器A上に残った残留物16を、粘着シート2を貼着することで除去する場合について説明したが、完全に除去できる手段であればこれに限られることなく、例えば、小型容器にアルコール等の薬液を入れたものをセットにし、その薬液をティッシュペーパーや布等に染み込ませて残留物16の箇所をふき取ることにより除去しても良いし、あるいはゲル状物質を押し付ける方法等を用いることもできる。

【0040】

また、実施の形態(1)では、図6に示すように、盗撮防止ラベル1にベロ状片15を備えている。ベロ状片15は、図7及び図8に示すように、剥離紙14の一部をくり抜いて形成され、盗撮防止ラベル1を剥離紙14から剥がした状態では、ベロ状片15が盗撮防止ラベル1に付着している。このベロ状片15をつまんで盗撮防止ラベル1の取り付けを行えば、小さいラベルであっても扱い易く便利である。特に、カメラ付き携帯電話機等の、レンズ部分Bが小さい場合には、正しい位置に取り付け易いため好ましい。なお、ベロ状片15は、盗撮防止ラベル1に付着した状態のまま撮影機器Aに取り付けても良い。その場合は、取り付け後にベロ状片15を引き抜いて取り付け作業が完了する。あるいは、ベロ状片15を引き抜かずにそのまま残しておくことも可能である。その場合は、ベロ状片15がレンズ保護部として機能することになり、あとで盗撮防止ラベル1を撮影機

40

50

器 A から取り外す際にもベロ状片 15 をつまむことで容易に行うことができる。

【0041】

さらに、実施の形態(1)では、図6に示すように、剥離紙14から粘着シート2を剥がす際に便利なシート起こし部21を備えている。シート起こし部21は、例えば、粘着シート2の部分とそれ以外の部分とにまたがるように、剥離紙14の一部を切り抜いて形成される。そして、粘着シート2を使用する際には、図7に示すように、シート起こし部21を持ち上げることによって容易に剥がすことができる。

【0042】

次に、以上のような盗撮防止ラベル1を実際に使用方法について、美術館内を例として説明する。

まず、美術館の入口では、見学者がカメラ付き携帯電話機等の撮影機器Aを所持しているか否かを金属探知機等で調べ、機器の所持者を把握する。この作業は金属探知機の代わりに、持ち物検査や自己申告制を採用して行っても良い。次に、撮影機器Aを所持している見学者には、上述の盗撮防止ラベル1を配布し、レンズ部分Bを覆うように封印する。そして、機器を封印した見学者については、チケット等に機器を所持していることを示す磁気情報やバーコードを印刷したり、チケット等の連番バーコードを読み取ってコンピュータ上で情報管理したり、チケット等に認証タグを組み合わせることにより、機器を封印済みであることを記録しておく。あるいは、盗撮防止ラベル自体にバーコード、認証タグ等を直接添付しておいても良い。

【0043】

そして、美術館の出口では、チケット等に記録された情報を読み取る等して、撮影機器Aを所持していることを確認した上で、例えば見学者に撮影機器Aを提示してもらい、見学中に盗撮防止ラベル1を剥がしたことを示す履歴が残っていないか係りの者が確認する。その後、盗撮防止ラベル1を剥がし、残留物16が残った場合には粘着シート2等を用いて完全に除去し、見学の行程が終了となる。

なお、認証タグ等の繰り返し使用可能なものは再利用することが好ましい。

【0044】

なお、この実施の形態(1)では、撮影機器として、撮影機能付き(カメラ付き)携帯電話機を対象とする場合について述べたが、この他にも盗撮に利用される恐れのある機器であれば適宜対象とすることができる。具体的には、デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ付きノートパソコン、デジタルカメラ付きPDA(携帯情報端末)、各種フィルムカメラ等を挙げることができる。

【0045】

また、この実施の形態(1)では、盗撮防止ラベルを美術館内で利用する場合について述べたが、この他にも、第三者に対し情報を秘匿したり、情報の無断流用を禁じるような場所であれば適宜利用することができる。具体例としては、書店等の各種店舗内、博物館内、各種展示場内、公的機関内部、企業の特定期間内部、研究所内等の先端技術情報の保管場所、病院・役所等の個人情報集積場所、危険物取扱所、武器庫等、デザイン・素材等の開発部門内部、自衛隊・保安庁・警察等の保安施設内、原子力発電所等の区域内、その他、特定の人物、建造物、工程、組織、図面、配置、機械等、守秘の必要を認めるもの全体が

【0046】

盗撮防止ラベル1は、上述のように撮影機器Aのレンズ部分Bを覆うことを特徴とするが、必要に応じて、例えばレンズカバーの部分に取り付けてカバーが開かないように使用しても良いし、あるいは二つ折りの携帯電話機の開閉部を留めるように取り付ける等しても良い。その場合も、一旦ラベルを取り外すとその履歴が残るため、盗撮があった旨を視覚的に推認することができる。

【0047】

次に、本発明の実施の形態(2)を図9に示す。この例では、ベロ状片15Aの形状が、盗撮防止ラベル1と重なる部分で細く形成されている。このようにすると、上述のよう

10

20

30

40

50

にベロ状片15を盗撮防止ラベル1に付着した状態のまま撮影機器Aに取り付け、その後引き抜くような場合に、ベロ状片15Aと盗撮防止ラベル1(レンズ保護部12)との間の摩擦が小さいため、より容易に引き抜くことが可能となる。

なお、実施の形態(2)において、上記の事項以外の盗撮防止ラベル1自体の構成、使用方法等については上記実施の形態(1)に準じる。

【0048】

図10には、本発明の実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルを示す。上述の実施の形態(1)では、ベロ状片15を剥離紙14の一部を切り抜くことにより形成していたが、この実施の形態(3)では、ベロ状片15Bを別部材としてレンズ保護部12と剥離紙14との間に設けている。使用する際には、図11に示すように、ベロ状片15Bをつまみ上げることで盗撮防止ラベル1と一緒に剥離紙14から剥がして使用する。

10

別部材とすることで、例えば、ベロ状片15Bと剥離紙14とを異なる色に形成してベロ状片15Bが目立つようにしたり、あるいはベロ状片15Bのみを滑らない素材として、つまみ易いようにすることができる。

【0049】

図12には、本発明の実施の形態(4)を示す。この例では、上記実施の形態(3)と異なり、別部材のベロ状片15Cを粘着剤層11とレンズ保護部12との間に設けている。

このようにすると、ベロ状片15Cを付けたまま盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けた場合に、レンズ保護部12が最内側となるためレンズ面をより確実に保護することができ好ましい。

20

【0050】

続いて、本発明の実施の形態(5)について図13及び図14に基づき説明する。図13の盗撮防止ラベル1は、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。この盗撮防止ラベル1を、まず剥離紙14から剥がし、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相対するように貼着することで、レンズ部分Bが覆われ撮影が不可能となる。

そして、この実施の形態(5)では、基材10が脆性フィルム101であることを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がそうとすると、脆性フィルム101が容易に破壊され、図14に示すように、一部が撮影機器A上に残留物16Aとして残り再生不可能となる。したがって、ラベルを剥がした履歴が確実に認識でき、盗撮されたことを推認することができる。

30

【0051】

脆性フィルム101としては、ラベルを剥がす際の力によって容易に切れたり皺が寄ったりするフィルムであれば適宜選択して用いることができる。具体的には、ポリウレタン樹脂、アクリル樹脂、ポリエステル樹脂、エチレン-酢酸ビニル樹脂等に、酸化チタンやシリカ等の充填材を配合して脆化させたフィルム等が挙げられるが、これに限定されるものではない。

【0052】

次に、本発明の実施の形態(6)を図15及び図16に示す。図15の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。そして、基材10にはミシン目18を備えたことを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がす際に、図16に示すようにミシン目18の部分が容易に切り離され、元通りに再生することができなくなる。したがって、ラベルを一旦剥がした事実が明白となる。

40

【0053】

図16では、ミシン目18がギザギザ形状になっているが、これに限定されることなく適宜形状とすることができる。例えば、幾何図形状に切断されるミシン目でも良い。複雑なミシン目である場合、一旦切り離すと元通り合わせることは極めて困難となるため、盗撮行為をより効果的に防止することができる。

50

なお、実施の形態(5)(6)において、ラベルを剥がした後に撮影機器A上に残る残留物16A、16Bについては、上記実施の形態(1)と同様に粘着シート2を押し付ける等して除去することができる。

【0054】

次に、本発明の実施の形態(7)を図17及び図18に示す。図17の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とから構成され、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相對するように貼着して使用する。

そして、この実施の形態(7)では、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから一旦取り外すと、図18に示すように取り外した跡に発色17が観察される。これにより、ラベルが剥がされた履歴を視覚的に確認することができる。

10

【0055】

発色17については、図18の例では撮影機器A上に観察されているが、粘着剤層11の側が発色しても良い。また、通常の状態が発色が目視できる場合のみならず、色素に蛍光物質を用いることで、ブラックライトや赤外線照射により発色させることもできる。なお、発色させるには種々の手段を採用することができる。例えば、図17のように着色剤を加圧崩壊性のマイクロカプセルに封入した発色材19を粘着剤層11中に配合し、ラベルを貼着する際の圧力により着色剤を外へ染み出させる方法や、あるいは、粘着剤層11に着色剤を配合しておき、粘着剤層11が空気と触れると化学反応により着色剤が発色する性質を利用する方法等を挙げることができる。

20

【0056】

次に、本発明の実施の形態(8)を図19及び図20に示す。実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベル1は、上述の各実施形態と同様に、基材10、粘着剤層11、レンズ保護部12等を備えており、さらに、撮影機器Aから取り外した際には粘着剤層11の状態変化によって再貼着できなくなるラベルである。そのため、撮影が禁止される区域内では常にレンズ部分に貼着していなければならない、盗撮を効果的に防止することができる。

再貼着できないようにするには、従来知られた種々の手段を採用することができる。例えば、図19のように、粘着剤層11が、一旦ラベルを剥がすと空気中の水分を吸収して硬化する反応性粘着剤層111であり、それとともに粘着力を失う場合等を挙げることができる。

30

【0057】

上記実施の形態(5)~(8)で、基材、粘着剤層、及びレンズ保護部の材質等については、各実施形態の技術的特徴を失わない限りにおいて実施の形態(1)で述べたものと同様である。また、実施の形態(2)~(4)のように、ペロ状片の形状を変更したり、ペロ状片を別部材とすることもできる。

【0058】

上述の実施の形態(1)~(8)の他にも、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能とし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識可能になるラベルであれば適宜採用することができる。

例えば、基材が、表層と中間層とを積層して構成され、表層と中間層との間に印刷層やホログラム等が形成され、ラベルを撮影機器から剥がす際に、表層と中間層とが剥離して印刷層やホログラムが破壊されるようなラベル等が挙げられる。

40

【図面の簡単な説明】

【0059】

【図1】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの使用法を示す図である。

【図2】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図3】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器に取り付けた状態を示す断面図である。

【図4】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す断面図である。

50

【図 5】実施の形態（１）に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図 6】実施の形態（１）に係る盗撮防止ラベルが剥離紙に貼着された状態を示す図である。

【図 7】実施の形態（１）に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図 8】実施の形態（１）に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図 9】実施の形態（２）に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図 10】実施の形態（３）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 11】実施の形態（３）に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図 12】実施の形態（４）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 13】実施の形態（５）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 14】実施の形態（５）に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図 15】実施の形態（６）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 16】実施の形態（６）に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図 17】実施の形態（７）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 18】実施の形態（７）に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図 19】実施の形態（８）に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図 20】実施の形態（８）に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【符号の説明】

【 0 0 6 0 】

1 盗撮防止ラベル

1 0 基材

1 0 a 表層

1 0 b 中間層

1 0 1 脆性フィルム

1 1 粘着剤層

1 1 1 反応性粘着剤層

1 2 レンズ保護部

1 3 剥離剤層

1 4 剥離紙

1 5、1 5 A、1 5 B、1 5 C ベロ状片

1 6、1 6 A、1 6 B 残留物

1 7 発色

1 8 ミシン目

1 9 発色材

2 粘着シート

2 1 シート起こし部

A 撮影機器

B レンズ部分

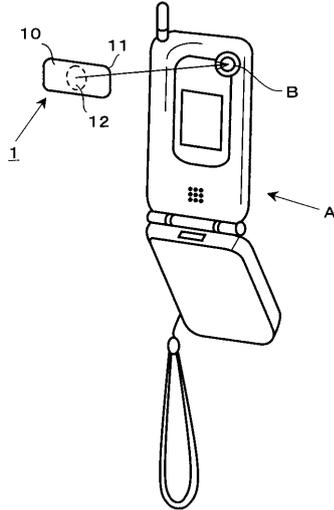
10

20

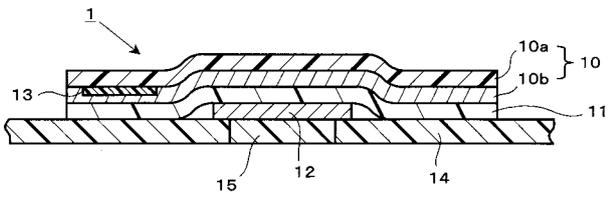
30

40

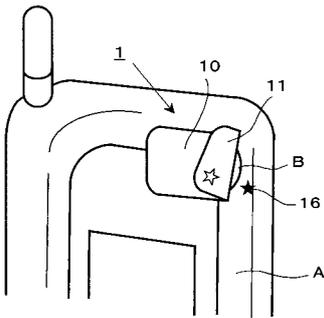
【図 1】



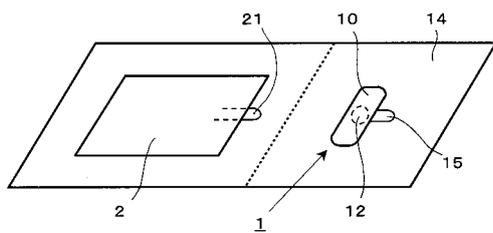
【図 2】



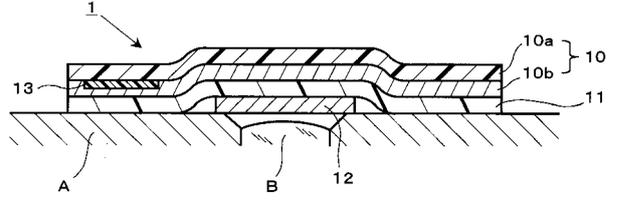
【図 5】



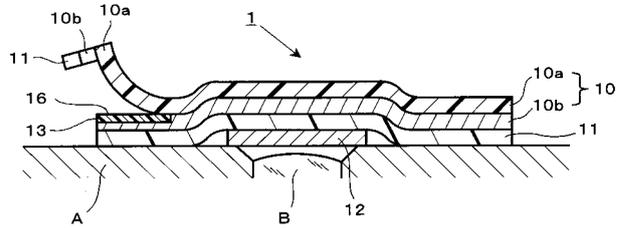
【図 6】



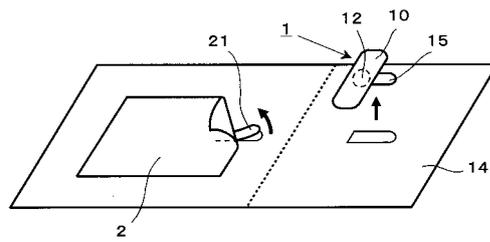
【図 3】



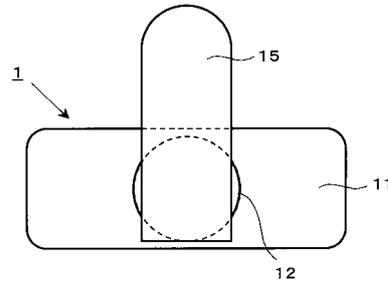
【図 4】



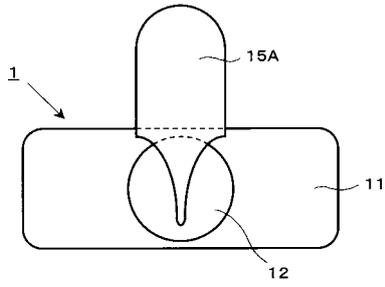
【図 7】



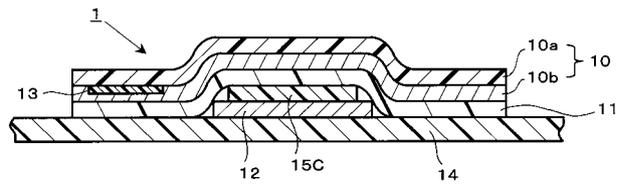
【図 8】



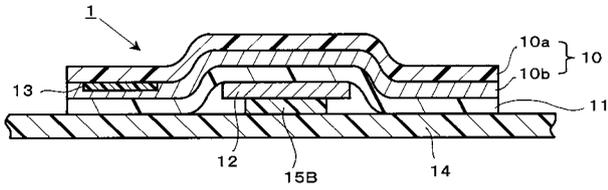
【図 9】



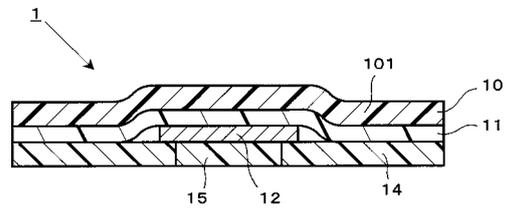
【図 12】



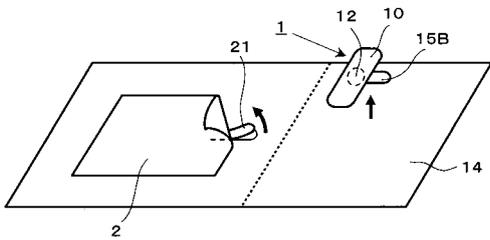
【図 10】



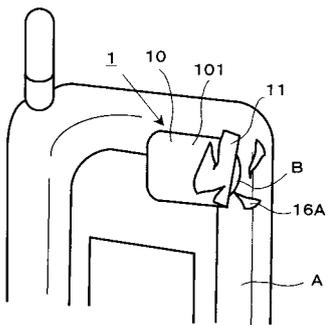
【図 13】



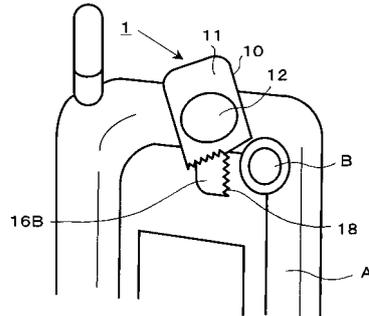
【図 11】



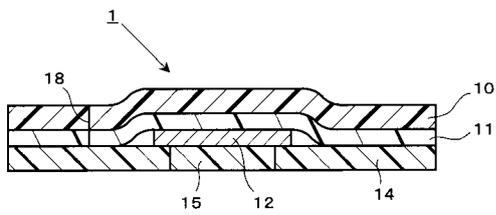
【図 14】



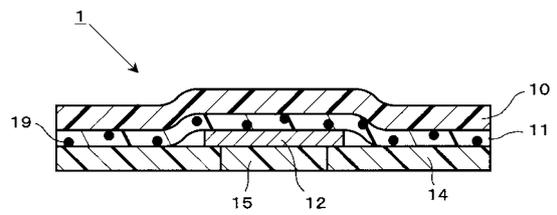
【図 16】



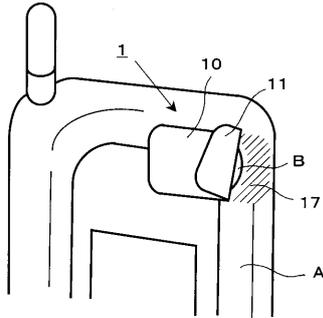
【図 15】



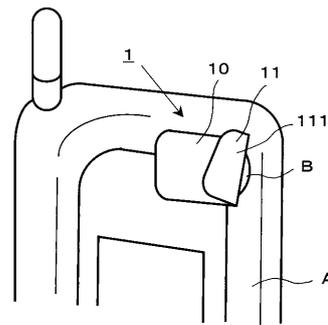
【図 17】



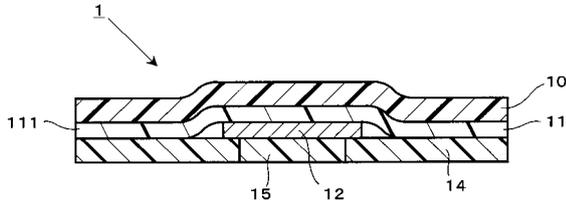
【図18】



【図20】



【図19】



【手続補正書】

【提出日】平成16年7月16日(2004.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベル。

【請求項2】

撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのベロ状片とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベル。

【請求項3】

請求項1又は2記載の盗撮防止ラベルにおいて、ラベルを取り外した際に携帯電話機上に

付着する残留物を取り除くための粘着シートを備えることを特徴とする盗撮防止ラベル。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、盗撮防止ラベルに関する。

【背景技術】

【0002】

現在、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話機をはじめ、各種の小型撮影機器が、その利便性、簡易性によって急速に普及している。特に、撮影機能付き携帯電話機は、登録台数が数千万台に達しており、携帯端末市場はほぼこのタイプに集約されつつある。

【0003】

ところで、最近では、一部の利用者によって上記の撮影機器が盗撮に使われるケースが相次いでいる。例えば、書店において雑誌の記事、写真等を立ち読みする代わりにカメラ付き携帯電話機で撮影し、データとして持ち帰ったり他所へ送信するといった迷惑行為が大きな社会問題となっており、“デジタル万引”とも呼ばれている。

書店側では注意を呼び掛けるポスターを作成する等してマナー向上を訴えているが、十分な効果は得られていない。

【0004】

また、企業等においても、例えば見学者等にカメラ付き携帯電話機を持ち込まれ、機密データや設備等を盗撮される恐れがあり、そのような場合には関係団体、個人等が大きな損失を被ることも予想されるため、各種情報の盗撮を防ぐための対策が強く望まれていた。

【0005】

上記問題に対する従来技術として、（特許文献1）には、CCDカメラ等の撮像手段を備え、盗撮を防止するための機能を有する撮像装置において、該撮像装置は、盗撮防止情報発生装置が発生する予め定められた特徴を有する盗撮防止情報を、撮像画像から得られる画像信号から検出して前記盗撮防止情報が撮像されていることを示す盗撮防止信号を出力する盗撮防止情報検出部を有することを特徴とする撮像装置が開示されている。

【0006】

また、（特許文献2）には、盗撮器の電波を受信する受信アンテナと、該受信アンテナで受信した盗撮器の電波信号を増幅させる増幅回路と、該増幅回路で増幅させた受信電波信号の位相を変換させる位相変換回路と、該位相変換回路で位相を変換させた電波信号を出力させるための出力回路と、該出力回路の出力信号を受信する発信アンテナとを備えたことを特徴とする盗撮器の妨害電波発生装置が記載されている。

【0007】

上述の従来技術はいずれも、特殊な信号や電波によって撮影機能を直接妨害するものであり、装置が複雑になって実用的ではなかった。したがって、書店や企業等で広く利用でき、簡便かつ確実に盗撮を防止し、あるいは盗撮された場合にもその事実を容易に見出せる技術の開発が望まれていた。

【0008】

【特許文献1】特開2001-169175号公報（請求項1）

【特許文献2】特開2001-86101号公報（請求項1、段落0001）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

そこで本発明は、上記従来 of 状況に鑑み、書店等において撮影機能付き携帯電話機等を用いた盗撮を簡便かつ確実に防止でき、盗撮があった場合にもその事実を容易に発見できる、新規な盗撮防止ラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記課題を解決するため、本発明は、請求項1として、撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベルを提供するものである。

【0011】

上記構成によれば、携帯電話機のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影ができなくなるとともに、ラベルを一旦取り外すとその事実が視覚的に明らかになるので、盗撮されたか否かが容易に判断される。また、撮影以外の機能、例えば通話機能等は妨害されず、通常通りに使用可能となる。

また、粘着剤層によってラベルが携帯電話機に対して確実に貼着される。さらに、レンズ保護部により、レンズ面が汚れたり傷付いたりする事態が防止される。

さらに、ラベルを剥がす際に、文字・図形等が基材から抜けて機器上に付着するため、一旦剥がした事実が明白となる。

【0012】

また、請求項2は、撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのベロ状片とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベルである。

【0013】

上記構成によれば、ベロ状片をつまむことによりラベルの取り付け・取り外し作業が容易に行われる。特に、比較的小さいラベルを取り扱う際に便利である。

【0014】

また、請求項3は、請求項1又は2記載の盗撮防止ラベルにおいて、ラベルを取り外した際に携帯電話機上に付着する残留物を取り除くための粘着シートを備えることを特徴とする。

【0015】

上記構成によれば、粘着シートの粘着力により残留物が取り除かれ、携帯電話機の原状が回復される。

【発明の効果】

【0016】

本発明の盗撮防止ラベルによれば、撮影機器のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影が不可能になるとともに、ラベルを一旦取り外すと、ラベル基材が破壊されたりラベルの一部が機器上に残留する等して、その履歴が視覚的に明らかになるので、盗撮が行われたか否かを容易に判断することができる。

本発明は、特に撮影機能付き携帯電話機に対して好適に用いられ、簡便かつ確実に盗撮行為を防止できる。したがって、書店や、企業等の各種施設、博物館等における情報管理に極めて有用である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

以下、実施の形態に基づき本発明を詳細に説明する。

まず、本発明の実施の形態(1)を図1~8に示す。図1に示すように、盗撮防止ラベル1は、撮影機能付き(カメラ付き)携帯電話機等の撮影機器Aの少なくともレンズ部分Bを覆うように取り付けて使用される。レンズ部分Bがラベルによって完全に覆われることにより、撮影を行うことが不可能となる。

【0018】

盗撮防止ラベル1の平面形状は、レンズ部分Bを覆うことができれば図1の角丸形状に限定されず、適宜設定することができる。例えば、形状としては多角形状、丸形状、星形状、デザイン化された形状等、自由に設定できる。また、大きさについても、撮影機器Aの種類、レンズ部分Bの大きさ等に応じて適宜設定することができる。

なお、盗撮防止ラベル1の表面には、注意書きや商標、模様等の印刷を施しても良いし、また任意の色に着色できることは無論である。

【0019】

図2は、盗撮防止ラベル1の断面を示している。この実施の形態(1)では、基材10が、表層10aと中間層10bとの積層により構成されている。そして、基材10には、粘着剤層11と、ラベルの中央部にレンズ保護部12とを順次備えている。また、表層10aと中間層10bとの界面には、一部に剥離剤層13が形成されている。なお、図2の盗撮防止ラベル1では、さらに剥離紙14が設けられており、使用の際には盗撮防止ラベル1を剥離紙14から剥がした後、図3に示すように、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bと相対するように貼着する。

【0020】

上述のように、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けることで撮影は不可能となるが、盗撮防止ラベル1を一旦剥がそうとした場合には、図4に示すように、表層10aと中間層10bとの界面のうち、剥離剤層13を形成した部分だけが剥離し、その結果、図5のように星型形状に抜け落ちて撮影機器Aに残留物16として残ることになる。したがって、残留物16が付着していることでラベルを剥がした履歴が確実に認識され、盗撮行為があったことを推認することができる。

なお、表層10aから剥離する部分のパターンは、図5の星型には無論限られることなく、文字や図形等の任意のパターンとすることができる。

【0021】

表層10a、中間層10bの材質としては、上述の作用(星型等のパターンで抜け落ちる)を達成できる限りにおいて任意に選択できる。具体的には、ポリエステルフィルム、ポリプロピレンフィルム、ポリスチレンフィルム、塩化ビニルフィルム、ポリイミドフィルム、合成紙等の各種プラスチックフィルム、あるいはインクジェット方式、電子写真方式、ダイレクトサーマル方式、溶融型熱転写方式等のプリンタ用紙、上質紙、コート紙、アート紙、キャストコート紙、ホイル紙、再生紙、含浸紙(上質紙等に樹脂を含浸させたもの)、無し塵紙(もみ、こすり等による発塵を抑えた紙)、耐水紙、抗菌紙、蛍光紙、カラー・ファンシー・ペーパー、サテン、布、アルミ等の金属シート等を挙げることができる。

特に図5の例では、表層10aとしてポリエステル等の透明フィルムを用いると、残留物16の抜け落ちた跡が基材10の側にも残るために好ましい。また、中間層10bとしては、アルミ蒸着層等が好適に用いられる。

【0022】

また、粘着剤層11としては、従来知られた物質を適宜用いることができる。具体例として、溶剤型アクリル系、エマルジョン型アクリル系、天然ゴム系、シリコーン系、でんぷん系等の粘着剤を挙げることができる。

【0023】

レンズ保護部12としては、基本的には上記の表層10a、中間層10bと同様の材質が適用可能であるが、表面は平滑であることが好ましい。レンズ保護部12のレンズ部分Bに相対する面には粘着剤層を設けないことが好ましいが、例えば剥離紙14に固定して

おくために、若干量の粘着剤層があっても構わない。一般に、レンズ部分 B は、図 3 のように撮影機器 A の表面から奥へ引っ込んだ位置にあるため、仮に粘着剤層があってもレンズ部分 B の表面を汚すことはない。

【0024】

残留物 16 は、盗撮防止ラベル 1 の使用を終えた後に除去するが、その除去手段は適宜選択することができる。例えば、別に用意した粘着シートを押し付けて、その粘着力により残留物 16 を除去することができる。図 6 に示すように、粘着シート 2 は、盗撮防止ラベル 1 とセットにして剥離紙 14 上に設けておくと、扱い易く便利である。また、剥離紙 14 は、粘着シート 2 の部分と盗撮防止ラベル 1 の部分とで切り離せるように構成しても良い。なお、粘着シート 2 としては、従来知られた各種シートを用いることができ、片面接着タイプ、両面接着タイプのいずれも使用可能である。

【0025】

なお、上記では、撮影機器 A 上に残った残留物 16 を、粘着シート 2 を貼着することで除去する場合について説明したが、完全に除去できる手段であればこれに限られることなく、例えば、小型容器にアルコール等の薬液を入れたものをセットにし、その薬液をティッシュペーパーや布等に染み込ませて残留物 16 の箇所をふき取ることにより除去しても良いし、あるいはゲル状物質を押し付ける方法等を用いることもできる。

【0026】

また、実施の形態(1)では、図 6 に示すように、盗撮防止ラベル 1 にベロ状片 15 を備えている。ベロ状片 15 は、図 7 及び図 8 に示すように、剥離紙 14 の一部をくり抜いて形成され、盗撮防止ラベル 1 を剥離紙 14 から剥がした状態では、ベロ状片 15 が盗撮防止ラベル 1 に付着している。このベロ状片 15 をつまんで盗撮防止ラベル 1 の取り付けを行えば、小さいラベルであっても扱い易く便利である。特に、カメラ付き携帯電話機等の、レンズ部分 B が小さい場合には、正しい位置に取り付け易いため好ましい。なお、ベロ状片 15 は、盗撮防止ラベル 1 に付着した状態のまま撮影機器 A に取り付けても良い。その場合は、取り付けた後にベロ状片 15 を引き抜いて取り付け作業が完了する。あるいは、ベロ状片 15 を引き抜かずにそのまま残しておくことも可能である。その場合は、ベロ状片 15 がレンズ保護部として機能することになり、あとで盗撮防止ラベル 1 を撮影機器 A から取り外す際にもベロ状片 15 をつまむことで容易に行うことができる。

【0027】

さらに、実施の形態(1)では、図 6 に示すように、剥離紙 14 から粘着シート 2 を剥がす際に便利なシート起こし部 21 を備えている。シート起こし部 21 は、例えば、粘着シート 2 の部分とそれ以外の部分とにまたがるように、剥離紙 14 の一部を切り抜いて形成される。そして、粘着シート 2 を使用する際には、図 7 に示すように、シート起こし部 21 を持ち上げることによって容易に剥がすことができる。

【0028】

次に、以上のような盗撮防止ラベル 1 を実際に使用方法について、美術館内を例として説明する。

まず、美術館の入口では、見学者がカメラ付き携帯電話機等の撮影機器 A を所持しているか否かを金属探知機等で調べ、機器の所持者を把握する。この作業は金属探知機の代わりに、持ち物検査や自己申告制を採用して行っても良い。次に、撮影機器 A を所持している見学者には、上述の盗撮防止ラベル 1 を配布し、レンズ部分 B を覆うように封印する。そして、機器を封印した見学者については、チケット等に機器を所持していることを示す磁気情報やバーコードを印刷したり、チケット等の連番バーコードを読み取ってコンピュータ上で情報管理したり、チケット等に認証タグを組み合わせることにより、機器を封印済みであることを記録しておく。あるいは、盗撮防止ラベル自体にバーコード、認証タグ等を直接添付しておいても良い。

【0029】

そして、美術館の出口では、チケット等に記録された情報を読み取る等して、撮影機器 A を所持していることを確認した上で、例えば見学者に撮影機器 A を提示してもらい、見

学中に盗撮防止ラベル1を剥がしたことを示す履歴が残っていないか係りの者が確認する。その後、盗撮防止ラベル1を剥がし、残留物16が残った場合には粘着シート2等を用いて完全に除去し、見学の行程が終了となる。

なお、認証タグ等の繰り返し使用可能なものは再利用することが好ましい。

【0030】

なお、この実施の形態(1)では、撮影機器として、撮影機能付き(カメラ付き)携帯電話機を対象とする場合について述べたが、この他にも盗撮に利用される恐れのある機器であれば適宜対象とすることができる。具体的には、デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ付きノートパソコン、デジタルカメラ付きPDA(携帯情報端末)、各種フィルムカメラ等を挙げることができる。

【0031】

また、この実施の形態(1)では、盗撮防止ラベルを美術館内で利用する場合について述べたが、この他にも、第三者に対し情報を秘匿したり、情報の無断流用を禁じるような場所であれば適宜利用することができる。具体例としては、書店等の各種店舗内、博物館内、各種展示場内、公的機関内部、企業の特定内部、研究所内等の先端技術情報の保管場所、病院・役所等の個人情報集積場所、危険物取扱所、武器庫等、デザイン・素材等の開発部門内部、自衛隊・保安庁・警察等の保安施設内、原子力発電所等の区域内、その他、特定の人物、建造物、工程、組織、図面、配置、機械等、守秘の必要を認めるもの全体が対象となるが、これらに限定されるものではない。

【0032】

盗撮防止ラベル1は、上述のように撮影機器Aのレンズ部分Bを覆うことを特徴とするが、必要に応じて、例えばレンズカバーの部分に取り付けてカバーが開かないように使用しても良いし、あるいは二つ折りの携帯電話機の開閉部を留めるように取り付ける等しても良い。その場合も、一旦ラベルを取り外すとその履歴が残るため、盗撮があった旨を視覚的に推認することができる。

【0033】

次に、本発明の実施の形態(2)を図9に示す。この例では、ベロ状片15Aの形状が、盗撮防止ラベル1と重なる部分で細く形成されている。このようにすると、上述のようにベロ状片15を盗撮防止ラベル1に付着した状態のまま撮影機器Aに取り付け、その後引き抜くような場合に、ベロ状片15Aと盗撮防止ラベル1(レンズ保護部12)との間の摩擦が小さいため、より容易に引き抜くことが可能となる。

なお、実施の形態(2)において、上記の事項以外の盗撮防止ラベル1自体の構成、使用方法等については上記実施の形態(1)に準じる。

【0034】

図10には、本発明の実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルを示す。上述の実施の形態(1)では、ベロ状片15を剥離紙14の一部を切り抜くことにより形成していたが、この実施の形態(3)では、ベロ状片15Bを別部材としてレンズ保護部12と剥離紙14との間に設けている。使用する際には、図11に示すように、ベロ状片15Bをつまみ上げることで盗撮防止ラベル1と一緒に剥離紙14から剥がして使用する。

別部材とすることで、例えば、ベロ状片15Bと剥離紙14とを異なる色に形成してベロ状片15Bが目立つようにしたり、あるいはベロ状片15Bのみを滑らない素材として、つまみ易いようにすることができる。

【0035】

図12には、本発明の実施の形態(4)を示す。この例では、上記実施の形態(3)と異なり、別部材のベロ状片15Cを粘着剤層11とレンズ保護部12との間に設けている。

このようにすると、ベロ状片15Cを付けたまま盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けた場合に、レンズ保護部12が最内側となるためレンズ面をより確実に保護することができるが好ましい。

【0036】

続いて、本発明の実施の形態(5)について図13及び図14に基づき説明する。図13の盗撮防止ラベル1は、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。この盗撮防止ラベル1を、まず剥離紙14から剥がし、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相對するように貼着することで、レンズ部分Bが覆われ撮影が不可能となる。

そして、この実施の形態(5)では、基材10が脆性フィルム101であることを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がそうとすると、脆性フィルム101が容易に破壊され、図14に示すように、一部が撮影機器A上に残留物16Aとして残り再生不可能となる。したがって、ラベルを剥がした履歴が確実に認識でき、盗撮されたことを推認することができる。

【0037】

脆性フィルム101としては、ラベルを剥がす際の力によって容易に切れたり皺が寄ったりするフィルムであれば適宜選択して用いることができる。具体的には、ポリウレタン樹脂、アクリル樹脂、ポリエステル樹脂、エチレン-酢酸ビニル樹脂等に、酸化チタンやシリカ等の充填材を配合して脆化させたフィルム等が挙げられるが、これに限定されるものではない。

【0038】

次に、本発明の実施の形態(6)を図15及び図16に示す。図15の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。そして、基材10にはミシン目18を備えたことを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がす際に、図16に示すようにミシン目18の部分が容易に切り離され、元通りに再生することができなくなる。したがって、ラベルを一旦剥がした事実が明白となる。

【0039】

図16では、ミシン目18がギザギザ形状になっているが、これに限定されることなく適宜形状とすることができる。例えば、幾何図形状に切断されるミシン目でも良い。複雑なミシン目である場合、一旦切り離すと元通り合わせることは極めて困難となるため、盗撮行為をより効果的に防止することができる。

なお、実施の形態(5)(6)において、ラベルを剥がした後に撮影機器A上に残る残留物16A、16Bについては、上記実施の形態(1)と同様に粘着シート2を押し付ける等して除去することができる。

【0040】

次に、本発明の実施の形態(7)を図17及び図18に示す。図17の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とから構成され、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相對するように貼着して使用する。

そして、この実施の形態(7)では、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから一旦取り外すと、図18に示すように取り外した跡に発色17が観察される。これにより、ラベルが剥がされた履歴を視覚的に確認することができる。

【0041】

発色17については、図18の例では撮影機器A上に観察されているが、粘着剤層11の側が発色しても良い。また、通常の状態が発色が目視できる場合のみならず、色素に蛍光物質を用いることで、ブラックライトや赤外線照射により発色させることもできる。なお、発色させるには種々の手段を採用することができる。例えば、図17のように着色剤を加圧崩壊性のマイクロカプセルに封入した発色材19を粘着剤層11中に配合し、ラベルを貼着する際の圧力により着色剤を外へ染み出させる方法や、あるいは、粘着剤層11に着色剤を配合しておき、粘着剤層11が空気と触れると化学反応により着色剤が発色する性質を利用する方法等を挙げることができる。

【0042】

次に、本発明の実施の形態(8)を図19及び図20に示す。実施の形態(8)に係る盗

撮防止ラベル 1 は、上述の各実施形態と同様に、基材 10、粘着剤層 11、レンズ保護部 12 等を備えており、さらに、撮影機器 A から取り外した際には粘着剤層 11 の状態変化によって再貼着できなくなるラベルである。そのため、撮影が禁止される区域内では常にレンズ部分に貼着していなければならない、盗撮を効果的に防止することができる。

再貼着できないようにするには、従来知られた種々の手段を採用することができる。例えば、図 19 のように、粘着剤層 11 が、一旦ラベルを剥がすと空気中の水分を吸収して硬化する反応性粘着剤層 111 であり、それとともに粘着力を失う場合等を挙げることができる。

【0043】

上記実施の形態(5)～(8)で、基材、粘着剤層、及びレンズ保護部の材質等については、各実施形態の技術的特徴を失わない限りにおいて実施の形態(1)で述べたものと同様である。また、実施の形態(2)～(4)のように、ペロ状片の形状を変更したり、ペロ状片を別部材とすることもできる。

【0044】

上述の実施の形態(1)～(8)の他にも、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能とし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識可能になるラベルであれば適宜採用することができる。

例えば、基材が、表層と中間層とを積層して構成され、表層と中間層との間に印刷層やホログラム等が形成され、ラベルを撮影機器から剥がす際に、表層と中間層とが剥離して印刷層やホログラムが破壊されるようなラベル等が挙げられる。

【図面の簡単な説明】

【0045】

【図1】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの使用方法を示す図である。

【図2】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図3】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器に取り付けた状態を示す断面図である。

【図4】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す断面図である。

【図5】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図6】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルが剥離紙に貼着された状態を示す図である。

【図7】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図8】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図9】実施の形態(2)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図10】実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図11】実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図12】実施の形態(4)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図13】実施の形態(5)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図14】実施の形態(5)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図15】実施の形態(6)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図16】実施の形態(6)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図17】実施の形態(7)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図18】実施の形態(7)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図

である。

【図19】実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図20】実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【符号の説明】

【0046】

1	盗撮防止ラベル	
10	基材	
10a	表層	
10b	中間層	
101	脆性フィルム	
11	粘着剤層	
111	反応性粘着剤層	
12	レンズ保護部	
13	剥離剤層	
14	剥離紙	
15、15A、15B、15C		ベロ状片
16、16A、16B		残留物
17	発色	
18	ミシン目	
19	発色材	
2	粘着シート	
21	シート起こし部	
A	撮影機器	
B	レンズ部分	

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月30日(2004.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベル。

【請求項2】

撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのベロ状片とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、盗撮防止ラベルに関する。

【背景技術】

【0002】

現在、撮影機能付き（カメラ付き）携帯電話機をはじめ、各種の小型撮影機器が、その利便性、簡易性によって急速に普及している。特に、撮影機能付き携帯電話機は、登録台数が数千万台に達しており、携帯端末市場はほぼこのタイプに集約されつつある。

【0003】

ところで、最近では、一部の利用者によって上記の撮影機器が盗撮に使われるケースが相次いでいる。例えば、書店において雑誌の記事、写真等を立ち読みする代わりにカメラ付き携帯電話機で撮影し、データとして持ち帰ったり他所へ送信するといった迷惑行為が大きな社会問題となっており、“デジタル万引”とも呼ばれている。

書店側では注意を呼び掛けるポスターを作成する等してマナー向上を訴えているが、十分な効果は得られていない。

【0004】

また、企業等においても、例えば見学者等にカメラ付き携帯電話機を持ち込まれ、機密データや設備等を盗撮される恐れがあり、そのような場合には関係団体、個人等が大きな損失を被ることも予想されるため、各種情報の盗撮を防ぐための対策が強く望まれていた。

【0005】

上記問題に対する従来技術として、（特許文献1）には、CCDカメラ等の撮像手段を備え、盗撮を防止するための機能を有する撮像装置において、該撮像装置は、盗撮防止情報発生装置が発生する予め定められた特徴を有する盗撮防止情報を、撮像画像から得られる画像信号から検出して前記盗撮防止情報が撮像されていることを示す盗撮防止信号を出力する盗撮防止情報検出部を有することを特徴とする撮像装置が開示されている。

【0006】

また、（特許文献2）には、盗撮器の電波を受信する受信アンテナと、該受信アンテナで受信した盗撮器の電波信号を増幅させる増幅回路と、該増幅回路で増幅させた受信電波信号の位相を変換させる位相変換回路と、該位相変換回路で位相を変換させた電波信号を出力させるための出力回路と、該出力回路の出力信号を受信する発信アンテナとを備えたことを特徴とする盗撮器の妨害電波発生装置が記載されている。

【0007】

上述の従来技術はいずれも、特殊な信号や電波によって撮影機能を直接妨害するものであり、装置が複雑になって実用的ではなかった。したがって、書店や企業等で広く利用でき、簡便かつ確実に盗撮を防止し、あるいは盗撮された場合にもその事実を容易に発見できる技術の開発が望まれていた。

【0008】

【特許文献1】特開2001-169175号公報（請求項1）

【特許文献2】特開2001-86101号公報（請求項1、段落0001）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

そこで本発明は、上記従来状況に鑑み、書店等において撮影機能付き携帯電話機等を用いた盗撮を簡便かつ確実に防止でき、盗撮があった場合にもその事実を容易に発見できる、新規な盗撮防止ラベルを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0010】**

上記課題を解決するため、本発明は、請求項1として、撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベルを提供するものである。

【0011】

上記構成によれば、携帯電話機のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影ができなくなるとともに、ラベルを一旦取り外すとその事実が視覚的に明らかになるので、盗撮されたか否かが容易に判断される。また、撮影以外の機能、例えば通話機能等は妨害されず、通常通りに使用可能となる。

また、粘着剤層によってラベルが携帯電話機に対して確実に貼着される。さらに、レンズ保護部により、レンズ面が汚れたり傷付いたりする事態が防止される。

さらに、ラベルを剥がす際に、文字・図形等が基材から抜けて機器上に付着するため、一旦剥がした事実が明白となる。

【0012】

また、請求項2は、撮影機能付き携帯電話機の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能にし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識される盗撮防止ラベルであって、基材と、携帯電話機に貼着するための粘着剤層と、レンズ面に相対するレンズ保護部と、ラベルを取り付ける際ないしは取り外す際につまむためのベロ状片とを順次積層させ、基材が、表層と中間層とを積層してなり、ラベルを携帯電話機から取り外す際に、前記中間層が文字・図形等のパターンで前記表層から剥離し前記携帯電話機上に残留する盗撮防止ラベルである。

【0013】

上記構成によれば、ベロ状片をつまむことによりラベルの取り付け・取り外し作業が容易に行われる。特に、比較的小さいラベルを取り扱う際に便利である。

【発明の効果】**【0014】**

本発明の盗撮防止ラベルによれば、撮影機器のレンズ部分がラベルにより覆われるため撮影が不可能になるとともに、ラベルを一旦取り外すと、ラベル基材が破壊されたりラベルの一部が機器上に残留する等して、その履歴が視覚的に明らかになるので、盗撮が行われたか否かを容易に判断することができる。

本発明は、特に撮影機能付き携帯電話機に対して好適に用いられ、簡便かつ確実に盗撮行為を防止できる。したがって、書店や、企業等の各種施設、博物館等における情報管理に極めて有用である。

【発明を実施するための最良の形態】**【0015】**

以下、実施の形態に基づき本発明を詳細に説明する。

まず、本発明の実施の形態(1)を図1~8に示す。図1に示すように、盗撮防止ラベル1は、撮影機能付き(カメラ付き)携帯電話機等の撮影機器Aの少なくともレンズ部分Bを覆うように取り付けて使用される。レンズ部分Bがラベルによって完全に覆われることにより、撮影を行うことが不可能となる。

【0016】

盗撮防止ラベル1の平面形状は、レンズ部分Bを覆うことができれば図1の角丸形状に限定されず、適宜設定することができる。例えば、形状としては多角形状、丸形状、星形状、デザイン化された形状等、自由に設定できる。また、大きさについても、撮影機器Aの種類、レンズ部分Bの大きさ等に応じて適宜設定することができる。

なお、盗撮防止ラベル1の表面には、注意書きや商標、模様等の印刷を施しても良いし、また任意の色に着色できることは無論である。

【0017】

図2は、盗撮防止ラベル1の断面を示している。この実施の形態(1)では、基材10が、表層10aと中間層10bとの積層により構成されている。そして、基材10には、粘着剤層11と、ラベルの中央部にレンズ保護部12とを順次備えている。また、表層10aと中間層10bとの界面には、一部に剥離剤層13が形成されている。なお、図2の盗撮防止ラベル1では、さらに剥離紙14が設けられており、使用の際には盗撮防止ラベル1を剥離紙14から剥がした後、図3に示すように、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bと相対するように貼着する。

【0018】

上述のように、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けることで撮影は不可能となるが、盗撮防止ラベル1を一旦剥がそうとした場合には、図4に示すように、表層10aと中間層10bとの界面のうち、剥離剤層13を形成した部分だけが剥離し、その結果、図5のように星型形状に抜け落ちて撮影機器Aに残留物16として残ることになる。したがって、残留物16が付着していることでラベルを剥がした履歴が確実に認識され、盗撮行為があったことを推認することができる。

なお、表層10aから剥離する部分のパターンは、図5の星型には無論限られることなく、文字や図形等の任意のパターンとすることができる。

【0019】

表層10a、中間層10bの材質としては、上述の作用(星型等のパターンで抜け落ちる)を達成できる限りにおいて任意に選択できる。具体的には、ポリエステルフィルム、ポリプロピレンフィルム、ポリスチレンフィルム、塩化ビニルフィルム、ポリイミドフィルム、合成紙等の各種プラスチックフィルム、あるいはインクジェット方式、電子写真方式、ダイレクトサーマル方式、溶融型熱転写方式等のプリンタ用紙、上質紙、コート紙、アート紙、キャストコート紙、ホイル紙、再生紙、含浸紙(上質紙等に樹脂を含浸させたもの)、無し塵紙(もみ、こすり等による発塵を抑えた紙)、耐水紙、抗菌紙、蛍光紙、カラー・ファンシー・ペーパー、サテン、布、アルミ等の金属シート等を挙げることができる。

特に図5の例では、表層10aとしてポリエステル等の透明フィルムを用いると、残留物16の抜け落ちた跡が基材10の側にも残るために好ましい。また、中間層10bとしては、アルミ蒸着層等が好適に用いられる。

【0020】

また、粘着剤層11としては、従来知られた物質を適宜用いることができる。具体例として、溶剤型アクリル系、エマルジョン型アクリル系、天然ゴム系、シリコン系、でんぶん系等の粘着剤を挙げることができる。

【0021】

レンズ保護部12としては、基本的には上記の表層10a、中間層10bと同様の材質が適用可能であるが、表面は平滑であることが好ましい。レンズ保護部12のレンズ部分Bに相対する面には粘着剤層を設けないことが好ましいが、例えば剥離紙14に固定しておくために、若干量の粘着剤層はあっても構わない。一般に、レンズ部分Bは、図3のように撮影機器Aの表面から奥へ引っ込んだ位置にあるため、仮に粘着剤層があってもレンズ部分Bの表面を汚すことはない。

【0022】

残留物16は、盗撮防止ラベル1の使用を終えた後に除去するが、その除去手段は適宜選択することができる。例えば、別に用意した粘着シートを押し付けて、その粘着力により残留物16を除去することができる。図6に示すように、粘着シート2は、盗撮防止ラベル1とセットにして剥離紙14上に設けておくと、扱い易く便利である。また、剥離紙14は、粘着シート2の部分と盗撮防止ラベル1の部分とで切り離せるように構成しても良い。なお、粘着シート2としては、従来知られた各種シートを用いることができ、片面

接着タイプ、両面接着タイプのいずれも使用可能である。

【0023】

なお、上記では、撮影機器A上に残った残留物16を、粘着シート2を貼着することで除去する場合について説明したが、完全に除去できる手段であればこれに限られることなく、例えば、小型容器にアルコール等の薬液を入れたものをセットにし、その薬液をティッシュペーパーや布等に染み込ませて残留物16の箇所をふき取ることにより除去しても良いし、あるいはゲル状物質を押し付ける方法等を用いることもできる。

【0024】

また、実施の形態(1)では、図6に示すように、盗撮防止ラベル1にベロ状片15を備えている。ベロ状片15は、図7及び図8に示すように、剥離紙14の一部をくり抜いて形成され、盗撮防止ラベル1を剥離紙14から剥がした状態では、ベロ状片15が盗撮防止ラベル1に付着している。このベロ状片15をつまんで盗撮防止ラベル1の取り付けを行えば、小さいラベルであっても扱い易く便利である。特に、カメラ付き携帯電話機等の、レンズ部分Bが小さい場合には、正しい位置に取り付け易いため好ましい。なお、ベロ状片15は、盗撮防止ラベル1に付着した状態のまま撮影機器Aに取り付けても良い。その場合は、取り付け後にベロ状片15を引き抜いて取り付け作業が完了する。あるいは、ベロ状片15を引き抜かずにそのまま残しておくことも可能である。その場合は、ベロ状片15がレンズ保護部として機能することになり、あとで盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから取り外す際にもベロ状片15をつまむことで容易に行うことができる。

【0025】

さらに、実施の形態(1)では、図6に示すように、剥離紙14から粘着シート2を剥がす際に便利なシート起こし部21を備えている。シート起こし部21は、例えば、粘着シート2の部分とそれ以外の部分とにまたがるように、剥離紙14の一部を切り抜いて形成される。そして、粘着シート2を使用する際には、図7に示すように、シート起こし部21を持ち上げることによって容易に剥がすことができる。

【0026】

次に、以上のような盗撮防止ラベル1を実際に使用方法について、美術館内を例として説明する。

まず、美術館の入口では、見学者がカメラ付き携帯電話機等の撮影機器Aを所持しているか否かを金属探知機等で調べ、機器の所持者を把握する。この作業は金属探知機の代わりに、持ち物検査や自己申告制を採用して行っても良い。次に、撮影機器Aを所持している見学者には、上述の盗撮防止ラベル1を配布し、レンズ部分Bを覆うように封印する。そして、機器を封印した見学者については、チケット等に機器を所持していることを示す磁気情報やバーコードを印刷したり、チケット等の連番バーコードを読み取ってコンピュータ上で情報管理したり、チケット等に認証タグを組み合わせることにより、機器を封印済みであることを記録しておく。あるいは、盗撮防止ラベル自体にバーコード、認証タグ等を直接添付しておいても良い。

【0027】

そして、美術館の出口では、チケット等に記録された情報を読み取る等して、撮影機器Aを所持していることを確認した上で、例えば見学者に撮影機器Aを提示してもらい、見学中に盗撮防止ラベル1を剥がしたことを示す履歴が残っていないか係りの者が確認する。その後、盗撮防止ラベル1を剥がし、残留物16が残った場合には粘着シート2等を用いて完全に除去し、見学の行程が終了となる。

なお、認証タグ等の繰り返し使用可能なものは再利用することが好ましい。

【0028】

なお、この実施の形態(1)では、撮影機器として、撮影機能付き(カメラ付き)携帯電話機を対象とする場合について述べたが、この他にも盗撮に利用される恐れのある機器であれば適宜対象とすることができる。具体的には、デジタルスチルカメラ、デジタルビデオカメラ、デジタルカメラ付きノートパソコン、デジタルカメラ付きPDA(携帯情報端末)、各種フィルムカメラ等を挙げることができる。

【0029】

また、この実施の形態(1)では、盗撮防止ラベルを美術館内で利用する場合について述べたが、この他にも、第三者に対し情報を秘匿したり、情報の無断流用を禁じるような場所であれば適宜利用することができる。具体例としては、書店等の各種店舗内、博物館内、各種展示場内、公的機関内部、企業の特定内部、研究所内等の先端技術情報の保管場所、病院・役所等の個人情報集積場所、危険物取扱所、武器庫等、デザイン・素材等の開発部門内部、自衛隊・保安庁・警察等の保安施設内、原子力発電所等の区域内、その他、特定の人物、建造物、工程、組織、図面、配置、機械等、守秘の必要を認めるもの全体が対象となるが、これらに限定されるものではない。

【0030】

盗撮防止ラベル1は、上述のように撮影機器Aのレンズ部分Bを覆うことを特徴とするが、必要に応じて、例えばレンズカバーの部分に取り付けてカバーが開かないように使用しても良いし、あるいは二つ折りの携帯電話機の開閉部を留めるように取り付ける等しても良い。その場合も、一旦ラベルを取り外すとその履歴が残るため、盗撮があった旨を視覚的に推認することができる。

【0031】

次に、本発明の実施の形態(2)を図9に示す。この例では、ベロ状片15Aの形状が、盗撮防止ラベル1と重なる部分で細く形成されている。このようにすると、上述のようにベロ状片15を盗撮防止ラベル1に付着した状態のまま撮影機器Aに取り付け、その後引き抜くような場合に、ベロ状片15Aと盗撮防止ラベル1(レンズ保護部12)との間の摩擦が小さいため、より容易に引き抜くことが可能となる。

なお、実施の形態(2)において、上記の事項以外の盗撮防止ラベル1自体の構成、使用方法等については上記実施の形態(1)に準じる。

【0032】

図10には、本発明の実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルを示す。上述の実施の形態(1)では、ベロ状片15を剥離紙14の一部を切り抜くことにより形成していたが、この実施の形態(3)では、ベロ状片15Bを別部材としてレンズ保護部12と剥離紙14との間に設けている。使用する際には、図11に示すように、ベロ状片15Bをつまみ上げることで盗撮防止ラベル1と一緒に剥離紙14から剥がして使用する。

別部材とすることで、例えば、ベロ状片15Bと剥離紙14とを異なる色に形成してベロ状片15Bが目立つようにしたり、あるいはベロ状片15Bのみを滑らない素材として、つまみ易いようにすることができる。

【0033】

図12には、本発明の実施の形態(4)を示す。この例では、上記実施の形態(3)と異なり、別部材のベロ状片15Cを粘着剤層11とレンズ保護部12との間に設けている。

このようにすると、ベロ状片15Cを付けたまま盗撮防止ラベル1を撮影機器Aに取り付けた場合に、レンズ保護部12が最内側となるためレンズ面をより確実に保護することができる。

【0034】

続いて、本発明の実施の形態(5)について図13及び図14に基づき説明する。図13の盗撮防止ラベル1は、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。この盗撮防止ラベル1を、まず剥離紙14から剥がし、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相對するように貼着することで、レンズ部分Bが覆われ撮影が不可能となる。

そして、この実施の形態(5)では、基材10が脆性フィルム101であることを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がそうとすると、脆性フィルム101が容易に破壊され、図14に示すように、一部が撮影機器A上に残留物16Aとして残り再生不可能となる。したがって、ラベルを剥がした履歴が確実に認識でき、盗撮されたことを推認することができる。

【0035】

脆性フィルム101としては、ラベルを剥がす際の力によって容易に切れたり皺が寄ったりするフィルムであれば適宜選択して用いることができる。具体的には、ポリウレタン樹脂、アクリル樹脂、ポリエステル樹脂、エチレン-酢酸ビニル樹脂等に、酸化チタンやシリカ等の充填材を配合して脆化させたフィルム等が挙げられるが、これに限定されるものではない。

【0036】

次に、本発明の実施の形態(6)を図15及び図16に示す。図15の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とを備えている。そして、基材10にはミシン目18を備えたことを特徴とする。これにより、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから剥がす際に、図16に示すようにミシン目18の部分が容易に切り離され、元通りに再生することができなくなる。したがって、ラベルを一旦剥がした事実が明白となる。

【0037】

図16では、ミシン目18がギザギザ形状になっているが、これに限定されることなく適宜形状とすることができる。例えば、幾何図形状に切断されるミシン目でも良い。複雑なミシン目である場合、一旦切り離すと元通り合わせることは極めて困難となるため、盗撮行為をより効果的に防止することができる。

なお、実施の形態(5)(6)において、ラベルを剥がした後に撮影機器A上に残る残留物16A、16Bについては、上記実施の形態(1)と同様に粘着シート2を押し付ける等して除去することができる。

【0038】

次に、本発明の実施の形態(7)を図17及び図18に示す。図17の盗撮防止ラベル1は、上記各実施の形態と同様に、基材10と、粘着剤層11と、レンズ保護部12とから構成され、レンズ保護部12が撮影機器Aのレンズ部分Bに相對するように貼着して使用する。

そして、この実施の形態(7)では、盗撮防止ラベル1を撮影機器Aから一旦取り外すと、図18に示すように取り外した跡に発色17が観察される。これにより、ラベルが剥がされた履歴を視覚的に確認することができる。

【0039】

発色17については、図18の例では撮影機器A上に観察されているが、粘着剤層11の側が発色しても良い。また、通常の状態が発色が目視できる場合のみならず、色素に蛍光物質を用いることで、ブラックライトや赤外線照射により発色させることもできる。なお、発色させるには種々の手段を採用することができる。例えば、図17のように着色剤を加圧崩壊性のマイクロカプセルに封入した発色材19を粘着剤層11中に配合し、ラベルを貼着する際の圧力により着色剤を外へ染み出させる方法や、あるいは、粘着剤層11に着色剤を配合しておき、粘着剤層11が空気と触れると化学反応により着色剤が発色する性質を利用する方法等を挙げることができる。

【0040】

次に、本発明の実施の形態(8)を図19及び図20に示す。実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベル1は、上述の各実施形態と同様に、基材10、粘着剤層11、レンズ保護部12等を備えており、さらに、撮影機器Aから取り外した際には粘着剤層11の状態変化によって再貼着できなくなるラベルである。そのため、撮影が禁止される区域内では常にレンズ部分に貼着していなければならないが、盗撮を効果的に防止することができる。

再貼着できないようにするには、従来知られた種々の手段を採用することができる。例えば、図19のように、粘着剤層11が、一旦ラベルを剥がすと空気中の水分を吸収して硬化する反応性粘着剤層111であり、それとともに粘着力を失う場合等を挙げることができる。

【0041】

上記実施の形態(5)~(8)で、基材、粘着剤層、及びレンズ保護部の材質等につい

ては、各実施形態の技術的特徴を失わない限りにおいて実施の形態(1)で述べたものと同様である。また、実施の形態(2)~(4)のように、ペロ状片の形状を変更したり、ペロ状片を別部材とすることもできる。

【0042】

上述の実施の形態(1)~(8)の他にも、撮影機器の少なくともレンズ部分を覆うように取り付けて撮影を不可能とし、一旦取り外した場合には取り外した履歴が視覚的に認識可能になるラベルであれば適宜採用することができる。

例えば、基材が、表層と中間層とを積層して構成され、表層と中間層との間に印刷層やホログラム等が形成され、ラベルを撮影機器から剥がす際に、表層と中間層とが剥離して印刷層やホログラムが破壊されるようなラベル等が挙げられる。

【図面の簡単な説明】

【0043】

【図1】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの使用法を示す図である。

【図2】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図3】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器に取り付けた状態を示す断面図である。

【図4】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す断面図である。

【図5】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図6】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルが剥離紙に貼着された状態を示す図である。

【図7】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図8】実施の形態(1)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図9】実施の形態(2)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した後の下面図である。

【図10】実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図11】実施の形態(3)に係る盗撮防止ラベルを剥離紙から取り外した状態を示す図である。

【図12】実施の形態(4)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図13】実施の形態(5)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図14】実施の形態(5)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図15】実施の形態(6)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図16】実施の形態(6)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図17】実施の形態(7)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図18】実施の形態(7)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【図19】実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベルの断面図である。

【図20】実施の形態(8)に係る盗撮防止ラベルを撮影機器から取り外す過程を示す図である。

【符号の説明】

【0044】

- 1 盗撮防止ラベル
- 10 基材
- 10a 表層
- 10b 中間層

1 0 1	脆性フィルム	
1 1	粘着剤層	
1 1 1	反応性粘着剤層	
1 2	レンズ保護部	
1 3	剥離剤層	
1 4	剥離紙	
1 5、1 5 A、1 5 B、1 5 C		ベロ状片
1 6、1 6 A、1 6 B		残留物
1 7	発色	
1 8	ミシン目	
1 9	発色材	
2	粘着シート	
2 1	シート起こし部	
A	撮影機器	
B	レンズ部分	